

## 神戸市都市景観条例

〔昭和53年10月20日〕  
〔条例第59号〕

改正 平2. 3. 31条例70, 平9. 3. 31条例50, 平18. 1. 10条例40, 平22. 12. 20条例18,  
平24. 10. 12条例19

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 市の責務(第3条—第6条の2)

第3節 市民, 事業者及び専門家の責務(第7条—第9条)

第1章の2 景観計画区域(第9条の2—第9条の8)

第2章 都市景観形成地域等(第10条—第15条)

第3章 削除

第4章 伝統的建造物群保存地区(第19条—第25条の2)

第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等(第26条—第28条の8)

第6章の2 景観デザイン協議等(第31条の4—第31条の18)

第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定(第29条—第31条の3)

第7章 助成等(第32条—第34条の2)

第8章 都市景観審議会(第35条・第36条)

第9章 雑則(第37条)

第10章 罰則(第38条—第40条)

#### 附 則

わたしたちのまち神戸は, 美しい港, 緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に, 海, 坂, 山の変化に富んだ, 明るく開放的で, 異国情緒豊かなまちを形づくっている。

わたしたち市民は, この神戸らしいまちの景観をまもり, そだて, さらに新しい神戸らしさをつくりだし, 自らが住み, 働き, 憩うわたしたちのまちを, 個性豊かで, 快適なものにしたいと願ってやまない。

ここに, わたしたち市民は, とともに力を合わせて神戸らしいまちの景観をまもり, そだて, つくることにより, この愛する郷土を, 市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとすることを決意し, 市民の総意に基づき, この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は, 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他歴史性及び地域性豊かな伝統的建造物群その他の建築物等の保存及び活用その他の都市景観の形成に関する必要な事項を定めることにより, 神戸らしい都市景観をまもり, そだて, つくり, もつてわたしたちのまち神戸を市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとするを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (3) 専門家 建築物その他の工作物の設計又は施工を業として行う者をいう。
- (4) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (5) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (6) 伝統的建造物群 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (7) 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (8) 眺望点 公園、山頂等多数の市民の利用に供される地点のうち、特に眺望が優れているところで市長が定めるものをいう。
- (9) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

## 第2節 市の責務

(市の基本的責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、市民、事業者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(都市景観形成基本計画の策定)

第4条 市は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

(都市景観の形成の先導的役割)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、緑化の推進、都市景観の形成を図る上において重要な建築物等の保全及び活用、市民文化活動としての都市景観形成活動への支援その他優れた都市景観の形成に資する施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市は、公共施設、公益施設等の整備改善の推進その他都市景観の整備に関する事業を、前条の都市景観形成基本計画との整合性及び都市景観の形成の先導的役割を考慮し、積極的に実施するよう努めなければならない。

(啓発)

第6条 市は、市民、事業者及び専門家が都市景観の形成に寄与することができるよう都市景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。

(調査、研究等)

第6条の2 市は、都市景観に関する調査、研究等を行うとともに、都市景観に関する資料の収集及び提供に努めなければならない。

## 第3節 市民、事業者及び専門家の責務

(市民、事業者及び専門家の基本的責務)

第7条 市民、事業者及び専門家は、都市景観に関する意識を高めることにより、それぞれの

立場から都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

(協力義務)

第8条 市民、事業者及び専門家は、市長その他の行政機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2 市民、事業者及び専門家は、都市景観の形成に寄与するため相互に協力しなければならない。

(都市景観の形成への配慮)

第9条 市民、事業者及び専門家は、建築物その他の工作物の新築、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更、土地の形質の変更等を行おうとするときは、都市景観の形成に配慮しなければならない。

## 第1章の2 景観計画区域

(景観計画の策定の手続)

第9条の2 市は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条(第7項を除く。)に規定する手続を行うほか、第35条第1項に規定する都市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出を要する行為)

第9条の3 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹の伐採とする。

(勧告に係る手続)

第9条の4 市長は、法第16条第3項の規定により勧告を行うときは、あらかじめ、学識経験のある者の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(勧告に至らない程度の助言及び指導)

第9条の5 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するときであつても、良好な景観を保全するために特に必要があると認める場合は、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行う場合において必要があると認めるときは、学識経験のある者の意見を聴くことができる。

(届出を要しない行為)

第9条の6 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物(門、塀、屋外階段、高架水槽及び冷却塔を除く。)の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)であつて、当該変更に係る部分が次のいずれかに該当するもの

ア 高さが5メートル以下で、かつ、外部の面積の合計が10平方メートル以下のもの

イ 高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 次に掲げる建築物の建築等

ア 高さが2メートル以下の門

イ 高さが2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下の塀

ウ 地上2階建て以下の建築物の屋外階段

(3) 次に掲げる工作物(当該工作物が他の工作物に設置される場合において、当該設置後に

他の工作物とともに構成することとなる物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。)の法第16条第1項第2号に規定する建設等

ア 門、塀(建築物に該当するものを除く。)、垣、さく、金網(その支持物を含む。)、擁壁その他これらに類するものであつて、高さが2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下のもの

イ 日よけ、雨よけその他これらに類するものであつて、高さが2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下のもの

ウ 煙突(建築基準法第2条第3号に規定する建築設備(以下単に「建築設備」という。)に該当するものを除く。)又はアンテナであつて、高さが5メートル以下のもの

エ 築造面積が5平方メートル以下の物干場

オ 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)であつて、高さが4メートル以下で、かつ、外部の面積の合計が5平方メートル以下のもの

カ 高さが8メートル以下の高架水槽(建築設備に該当するものを除く。)

キ 電気を供給するための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)であつて、高さが13メートル以下のもの

ク 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものであつて、高さが13メートル以下のもの

(4) 法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、切土又は盛土によつて生じる<sup>のり</sup>法の高さが1.5メートル以下のもの

(5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)の規定による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為

(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による都市計画事業の施行として行う行為

(7) 第20条第1項に規定する保存計画に定められた第19条に規定する保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為

(特定届出対象行為)

第9条の7 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 法第8条第1項の規定に基づく景観計画において北野町山本通都市景観形成地域として定められている区域 4階以上の部分を有する建築物の新築、増築(4階以上の部分の増築に限る。)及び改築

(2) 前号に掲げる区域以外の景観計画区域 高さが20メートルを超える建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築

(変更命令等の手続)

第9条の8 市長は、法第17条第1項の処分を行うときは、あらかじめ、学識経験のある者の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第17条第1項又は第5項の処分を行ったときは、その旨を公表することができる。

## 第2章 都市景観形成地域等

(都市景観形成地域の指定等)

第10条 市長は、景観計画区域以外の地域において、都市景観の形成を図るために必要な地域を都市景観形成地域として指定することができる。

- 2 都市景観形成地域は、次の各号のいずれかに該当する地域について指定するものとする。
- (1) 道路、河川又は海岸に沿って建築物及び工作物が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域
  - (2) 公園又は緑地を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域
  - (3) 田園集落が自然景観と一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域
  - (4) 伝統的な建築物その他の工作物が一体をなしてその区域の特色を表し神戸らしい都市景観を形づくっている地域
  - (5) 住宅、商業業務施設又は工業施設が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域
  - (6) 港湾業務施設又はウォーターフロント緑地が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域
  - (7) 都市景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地域
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成のために必要と認める地域
- 3 市長は、第1項の都市景観形成地域を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 4 前項の規定は、都市景観形成地域を変更した場合について準用する。  
(沿道景観形成地区等の指定等)

第10条の2 市長は、景観計画区域以外の地域において、都市景観の形成を図るために必要な道路及びその沿道又は海岸若しくは河川及びその沿岸(以下「沿道等」という。)の地区をそれぞれ沿道景観形成地区又は沿岸景観形成地区(以下「沿道景観形成地区等」という。)として指定することができる。

- 2 沿道景観形成地区等は、次の各号のいずれかに該当する沿道等の地区について指定するものとする。
- (1) 住宅、商業業務施設又は工業施設が連続し特徴的な景観を形づくっている地区
  - (2) 歴史的な景観を形づくっている地区
  - (3) 景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観の形成のために必要と認める地区
- 3 市長は、沿道景観形成地区等を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 4 前項の規定は、沿道景観形成地区等を変更した場合について準用する。  
(街角景観形成地区等の指定等)

第10条の3 市長は、景観計画区域以外の地域において、都市景観の形成を図るために必要な街角、広場又は建築物若しくは工作物の周辺の地区をそれぞれ街角景観形成地区、広場景観形成地区又は景観形成重要建築物等周辺地区(以下「街角景観形成地区等」という。)として指定することができる。

- 2 街角景観形成地区及び広場景観形成地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定するものとする。
- (1) 主要な道路の交差点等その地域を代表している地区
  - (2) 眺望点その他眺望が特に優れている地点を含む街角又は広場の周辺の地区
  - (3) 駅前広場、公園等その周辺景観を特徴づけている地区
  - (4) 街角又は広場の景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が街角又は広場の景観の形成のために必要と認める地区
- 3 景観形成重要建築物等周辺地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定する

ものとする。

- (1) 第 28 条の 3 第 1 項の規定により市長が指定した景観形成重要建築物等の周辺の地区
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成を図る上において特に必要と認める建築物等で市民に愛され、親しまれていると認めるものの周辺の地区

4 市長は、街角景観形成地区等を指定したときは、これを告示しなければならない。

5 前項の規定は、街角景観形成地区等を変更した場合について準用する。

(景観形成方針及び景観形成基準)

第 11 条 市長は、都市景観形成地域、沿道景観形成地区等又は街角景観形成地区等(以下「都市景観形成地域等」という。)を指定したときは、当該都市景観形成地域等ごとに、都市景観の形成のための方針(以下「景観形成方針」という。)を定めなければならない。

2 景観形成方針は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 都市景観形成地域等の特色を生かした都市景観の形成の目標
- (2) 都市景観形成地域等における都市景観の形成のための整備方針
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、都市景観の形成のために必要な事項

3 市長は、都市景観形成地域等を指定したときは、当該都市景観形成地域等ごとに、都市景観の形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めることができる。

4 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物等の規模及び敷地内における位置
- (2) 建築物等の敷地の規模及び敷地内の緑化
- (3) 建築物等の形態、色彩、素材等の意匠
- (4) 建築物の用途
- (5) 建築物の一階部分及び屋上の形態
- (6) 照明の方法
- (7) 眺望点からの見え方
- (8) 広告物及び広告物を掲出する物件の意匠及び表示の方法
- (9) 土地の形質
- (10) 木竹の態様
- (11) 前各号に掲げるもののほか、都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

5 市長は、景観形成方針又は景観形成基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

6 前項の規定は、景観形成方針又は景観形成基準を変更した場合について準用する。

(行為の届出)

第 12 条 都市景観形成地域等内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観を変更することとなる色彩の変更で規則で定めるもの
- (2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更で規則で定めるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採で規則で定めるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しない。

(景観形成方針等の遵守)

第13条 第12条第1項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、景観形成方針及び景観形成基準(以下「景観形成方針等」という。)に適合するよう努めなければならない。

(景観形成方針等に基づく助言及び指導)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成方針等に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導するものとする。

2 市長は、都市景観形成地域等内において、建築物その他の工作物又は広告物が周辺の景観と著しく不調和で、当該都市景観形成地域等の景観形成を図る上において著しく支障があると認めるときは、当該建築物その他の工作物又は広告物の所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。)に対し、当該都市景観形成地域等に係る景観形成方針等に基づき、必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導することができる。

3 市長は、前2項の規定により助言し、又は指導する場合は、都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(行為の報告等)

第14条の2 市長は、第12条第1項(第2号を除く。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出により、当該届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告をした者に対し、景観形成方針等に適合するよう助言し、又は指導するものとする。

(空地に係る助言及び指導)

第15条 市長は、都市景観形成地域等内において、空地が当該都市景観形成地域等の景観を阻害していると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、都市景観の形成を配慮した適正な空地の管理又は利用を図るよう助言し、又は指導することができる。

2 第14条第3項の規定は、市長が前項の規定により助言し、又は指導する場合について準用する。

### 第3章 削除

第16条から第18条まで 削除

### 第4章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第19条 市長は、景観計画区域及び都市景観形成地域内において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する必要がある地区について、文化財保護法第143条第1項の規定により、伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)を定めるものとする。

(保存計画)

第20条 教育委員会は、保存地区が定められたときは、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)第9章に定める神戸市文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めるものとする。

2 保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「必要物件」という。)に関する事項
  - (3) 建築物その他の工作物及び必要物件の保存整備計画に関する事項
  - (4) 建築物その他の工作物及び必要物件に係る助成措置等に関する事項
  - (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項
- 3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第21条 保存地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
  - (2) 建築物その他の工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更
  - (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
  - (4) 木竹の伐採
  - (5) 土石類の採取
- 2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。
- 3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第22条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為が市長にあつては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに、教育委員会にあつては次の各号に定める基準に適合していないと認める場合は、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更については、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更については、それらの行為後の当該建築物その他の工作物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物その他の工作物の移転については、移転後の当該建築物その他の工作物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物その他の工作物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第5号までの行為については、それらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。



- (8) その他当該行為後の建築物その他の工作物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第23条 第21条第1項の規定は、国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については適用しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第24条 第21条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。この場合において、第21条第1項の許可又は前条の協議に係る行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第25条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第21条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第21条第1項の規定又はこの項に基づく処分に違反した者(その者から当該建築物その他の工作物、土地、木竹若しくは土石類についての権利を承継した者を含む。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 第21条第3項の規定により付した条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、第21条第1項の許可を受けた者

#### 第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等

(景観形成指定建築物等の届出)

第26条 都市景観の形成に大きな影響を与える建築物等又は広告物で大規模なもの及び色彩、形状等が特殊なものとして規則で定めるもの(以下「景観形成指定建築物等」という。)の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは外観を変更することとなる色彩の変更で規則で定めるもの又は表示若しくは内容の変更を市長が指定する地域(以下「景観形成指定建築物等届出地域」という。)内において行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

(景観形成指定建築物等届出地域の指定)

第27条 景観形成指定建築物等届出地域は、景観計画区域及び都市景観形成地域等以外の地域で、次に掲げるものについて指定するものとする。

- (1) 景観計画区域又は都市景観形成地域等の周辺の地域で、当該景観計画区域又は都市景観形成地域等の都市景観の形成のために必要な地域
- (2) 景観計画区域及び都市景観形成地域等に準じて都市景観の形成を図っていく必要がある地域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成のために必要と認める地域

2 市長は、景観形成指定建築物等届出地域を指定したときは、これを告示しなければならない。

3 前項の規定は、景観形成指定建築物等届出地域を変更し、又は廃止する場合について準用

する。

(景観形成指定建築物等誘導基準)

第 27 条の 2 市長は、景観形成指定建築物等届出地域を指定したときは、当該景観形成指定建築物等届出地域ごとに、景観形成指定建築物等に関する都市景観の形成のための誘導基準(以下「景観形成指定建築物等誘導基準」という。)を定めることができる。

- 2 市長は、景観形成指定建築物等誘導基準を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、景観形成指定建築物等誘導基準を変更した場合について準用する。

(景観形成指定建築物等に係る助言及び指導)

第 28 条 市長は、景観形成指定建築物等届出地域内における景観形成指定建築物等に係る第 26 条の規定による届出をした者に対して、都市景観の形成に資するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導することができる。

- 2 第 14 条第 3 項の規定は、市長が前項の規定により助言し、又は指導する場合について準用する。
- 3 市長は、景観形成指定建築物等届出地域内において、景観形成指定建築物等が周辺の景観と著しく不調和で、周辺環境の都市景観の形成を図る上において著しく支障があると認めるときは、当該景観形成指定建築物等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。
- 4 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合は、都市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観形成指定建築物等に係る報告等)

第 28 条の 2 市長は、第 26 条の規定(広告物に係る部分を除く。)による届出をせず、又は虚偽の届出により、当該届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の報告をした者に対し、景観形成指定建築物等誘導基準に適合するよう助言し、又は指導するものとする。

(景観形成重要建築物等の指定等)

第 28 条の 3 市長は、都市景観の形成を図る上において特に重要な価値があると認める建築物又は工作物及びそれらの周辺に存する樹木、樹林その他規則で定めるもの(法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物の指定を受けたもの及び法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定を受けたものを除く。)(次項において「建築物、工作物等」という。)を景観形成重要建築物等として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該建築物、工作物等の所有者等の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、景観形成重要建築物等が、滅失、枯死等により都市景観の形成上の価値を失ったときその他規則で定める理由があるときは、第 1 項の規定による指定を解除するものとする。

(景観形成重要建築物等の管理等)

第 28 条の 4 前条第 1 項の規定による指定を受けた景観形成重要建築物等の所有者等は、市長の定める管理計画に基づき当該景観形成重要建築物等を管理するものとする。

- 2 前条第 2 項の規定は、市長が前項の管理計画を定めようとする場合及び変更しようとする場合について準用する。
- 3 第 1 項に規定する者は、当該景観形成重要建築物等の現状を変更しようとするとき、又は

所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(景観形成重要建築物等に係る報告)

第28条の5 市長は、前条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出により、当該届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

(景観形成重要建築物等の保存活用計画の策定)

第28条の6 景観形成重要建築物等の保存及び活用を図るうえで、建築基準法第3条第1項第3号の指定を受ける必要があると考える当該景観形成重要建築物等の所有者等は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該景観形成重要建築物等に係る保存及び活用を促進する計画（以下「保存活用計画」という。）を定めるよう申し出ることができる。

2 前項の申出がなされた場合において、市長が景観形成重要建築物等の保存及び活用を図るうえで必要があると認めるときは、保存活用計画を定めるものとする。

3 保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 当該景観形成重要建築物等の名称及び概要

(2) 当該景観形成重要建築物等の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 当該景観形成重要建築物等の保存及び活用に係る目標及び方針

(4) 建築基準法第3条第1項第3号に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項（規則で定めるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該景観形成重要建築物等の良好な保存活用を図るために必要な事項

4 市長は、保存活用計画を定めたとき及び保存活用計画を定めなかつたときは、第1項の申出を行つた者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第1項の規定による申出は、第28条の3第1項の規定による指定がなされる前に行うことができる。この場合において、この条の規定の適用については、第1項中「景観形成重要建築物等の保存」とあるのは「景観形成重要建築物等（景観形成重要建築物等として指定を受ける予定のある建築物、工作物等（第28条の3第1項に規定する建築物、工作物等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の保存」とする。

6 市長は、保存活用計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(景観形成重要建築物等につき保存活用計画を定める場合等の管理計画に係る特例)

第28条の7 市長が保存活用計画を定める場合又は定めた場合における第28条の4第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「管理計画」とあるのは「保存活用計画」とする。

(景観形成重要建築物等につき保存活用計画を定めた場合における現状変更等に係る許可)

第28条の8 景観形成重要建築物等の所有者等は、保存活用計画が定められた場合において、景観形成重要建築物等の現状を変更しようとするとき又はその保存に影響を及ぼす行為を行おうとするときは、第28条の4第3項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定の適用においては、第 28 条の 4 第 4 項の規定を準用する。
- 3 市長は、第 1 項の許可の申請があつた場合において、当該申請の内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 4 市長は、第 1 項の許可の申請があつた場合において、保存活用計画に係る目標の達成又は方針の実現のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、景観形成重要建築物等の所有者等が第 1 項の許可に付された条件に違反したときは、当該許可の対象となつた行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 6 市長が保存活用計画を定めた場合における第 28 条の 4 第 3 項の規定の適用については、同項中「変更しようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（第 28 条の 8 第 1 項の規定の適用を受けるときを除く。）」とする。

#### 第 6 章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

##### （景観形成市民団体の認定）

第 29 条 市長は、身近な都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、次に該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が、市民団体等を構成している者が所有し、管理し、又は使用している土地又は建築物その他の工作物に関するものに限定されているもの
- (2) その活動が、財産権を不当に制限することにならないもの
- (3) その活動が、活動区域の住民の大多数の支持を得ていると認められるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当しているもの

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

##### （景観形成市民団体の認定申請）

第 30 条 前条第 1 項の規定による認定を受けようとする市民団体等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

##### （景観形成市民団体の認定の取消し）

第 31 条 市長は、第 29 条第 1 項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときその他景観形成市民団体として適当でないときは、その認定を取り消し、その旨を告示するものとする。

##### （景観形成市民協定の締結）

第 31 条の 2 一定の区域内に存する土地、建築物等又は広告物の所有者等は、その区域の実情に応じた都市景観の形成を図るため、都市景観の形成に必要な事項についての協定（以下「景観形成市民協定」という。）を締結することができる。

2 景観形成市民協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 協定の名称及び目的
  - (2) 協定の対象となる区域
  - (3) 協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (4) 都市景観の形成に必要な基準
  - (5) 協定の有効期間
  - (6) 協定の廃止又は変更の手続
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の都市景観の形成に関し必要な事項
- （景観形成市民協定の認定等）

第 31 条の 3 景観形成市民協定を締結した者は、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した景観

形成市民協定書(以下「協定書」という。)を作成し、その代表者から、規則で定めるところにより、協定書を市長に提出し、当該景観形成市民協定の認定を求めることができる。

- 2 市長は、協定書を審査し、その内容が優れた都市景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めたときは、当該景観形成市民協定を認定することができる。
- 3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 景観形成市民協定を締結した者が、当該景観形成市民協定を廃止し、又は変更したときは、その代表者からその内容を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による認定を受けた景観形成市民協定について前項の規定による廃止の届出を受理したとき又はその内容若しくは運用が優れた都市景観の形成を図る上において適正でなくなつたと認めるときは、第2項の規定による認定を取り消し、その旨を告示するものとする。

#### 第6章の2 景観デザイン協議等

(景観影響建築行為等の定義)

第31条の4 この章において「景観影響建築行為」とは、法第16条第1項の規定による届出又は第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出を行う必要がある行為のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づく景観計画において北野町山本通都市景観形成地域として定められている区域における4階以上の部分を有する建築物の新築、増築(4階以上の部分の増築に限る。)及び改築
- (2) 前号に掲げる区域以外の景観計画区域における高さが20メートルを超える建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
- (3) 都市景観形成地域における高さが20メートルを超える建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
- (4) 景観形成市民協定の対象となる区域における高さが20メートルを超える景観形成指定建築物等に該当する建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - ア 高さが45メートルを超える建築物の新築、増築(高さが45メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
  - イ 建築基準法第59条の2第1項の規定の適用を受けようとする建築物の新築、増築及び改築
  - ウ 高度地区に関する都市計画(建築基準法第58条に規定する高度地区に関する都市計画をいう。)において定められた建築物の高さの最高限度について、原則として定められた建築物の高さの最高限度を超える建築物を市長の許可によって建築できる場合における、当該建築に係る行為のうち市長が定めるもの

2 この章において「景観影響建築行為予定者」とは、景観影響建築行為を行おうとする者をいう。

(計画段階における景観デザイン協議)

第31条の5 景観影響建築行為予定者は、景観影響建築行為を行おうとするときは、その設計図書を作成に着手する前に、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見

込みがないと特に市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、書面により協議の申出を行わなければならない。
- 3 前項の申出に係る書面には、景観影響建築行為の概要が分かるものとして規則で定める図書を添付しなければならない。

(計画段階における景観デザイン協議に係る評価)

第31条の6 市長は、前条第2項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行うときは、都市景観審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の評価を行つたときは、その内容に良好な景観の形成に関する意見を付して景観影響建築行為予定者に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた景観影響建築行為予定者は、同項の意見に対して、規則で定めるところにより、回答しなければならない。

(計画段階における景観デザイン協議に係る助言及び指導)

第31条の7 市長は、第31条の5第1項の協議を行うに場合において、必要があると認めるときは、景観影響建築行為予定者に対して、良好な景観の形成に関して必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

(計画段階における景観デザイン協議に係る勧告)

第31条の8 市長は、景観影響建築行為予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該景観影響建築行為予定者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

- (1) 第31条の5第1項の協議を行う必要があるにもかかわらず行わない場合
  - (2) 虚偽の内容の書面又は図書に基づき協議を行っている場合
- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

(設計段階における景観デザイン協議)

第31条の9 景観影響建築行為予定者は、景観影響建築行為を行おうとするときは、その景観影響建築行為に係る工事に着手する日の90日前から180日前までの間で規則で定める日までに、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと特に市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、書面により協議の申出を行わなければならない。
- 3 前項の申出に係る書面には、景観影響建築行為に係る建築物についての設計図書その他の規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 市長は、第2項の申出があつた場合には、規則で定めるところによりその旨を公告するとともに、当該申出に係る書面及び図書の写しを当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(設計段階における景観デザイン協議に係る評価の前に行う住民説明会)

第31条の10 景観影響建築行為のうち規則で定めるものを行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、第31条の12第1項の評価を市長が行う前に、当該景観影響建築行為についての住民に対する説明会を開催しなければならない。

- 2 景観影響建築行為予定者は、前項の規定に基づき説明会を開催したときは、規則で定める

ところにより、当該説明会の結果を記載した書面を作成し、及びその書面を市長に提出しなければならない。

(設計段階における景観デザイン協議に係る評価の前に行う景観形成市民団体への説明)

第31条の11 景観影響建築行為を第29条第1項に規定する景観形成市民団体の活動区域で行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、次条第1項の評価を市長が行う前に、当該景観形成市民団体に対して当該景観影響建築行為についての説明を行わなければならない。

2 景観影響建築行為予定者は、前項の規定に基づき景観形成市民団体への説明を行ったときは、規則で定めるところにより、当該説明の結果を記載した書面を作成し、及びその書面を市長に提出しなければならない。

(設計段階景観デザイン協議に係る評価)

第31条の12 市長は、第31条の9第2項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うときは、都市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の評価を行ったときは、その内容に良好な景観の形成に関する意見を付して景観影響建築行為予定者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた景観影響建築行為予定者は、同項の意見に対して、規則で定めるところにより、回答しなければならない。

5 市長は、前項の回答があつた場合において、必要があると認めるときは、再度第1項の評価を行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づき評価を行う場合について準用する。

(設計段階における景観デザイン協議に係る助言及び指導)

第31条の13 市長は、第31条の9第1項の協議を行うに場合において、必要があると認めるときは、景観影響建築行為予定者に対して、良好な景観の形成に関して必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

(設計段階における景観デザイン協議の成立)

第31条の14 景観影響建築行為予定者及び市長は、景観影響建築行為が良好な景観の形成に及ぼす影響について、第31条の9から第31条の13までに規定するところにより協議を行い、一定の結論に到達したときは、協議を成立させることができる。

(成立した協議の内容の変更)

第31条の15 景観影響建築行為予定者は、前条の規定により協議が成立した後に、その協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、市長が協議の必要がないと特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の協議を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長に対してその申出をしなければならない。

(成立した協議の内容の公表)

第31条の16 市長は、第31条の14の規定により協議が成立した場合は、その内容を公表するものとする。

(設計段階における景観デザイン協議に係る勧告)

第31条の17 市長は、景観影響建築行為予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該景観影響建築行為予定者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(1) 第31条の9第1項の協議を行う必要があるにもかかわらず行わない場合

- (2) 第31条の15第1項の協議を行う必要があるにもかかわらず行わない場合
  - (3) 虚偽の内容の書面又は図書に基づき協議を行つている場合
  - (4) 第31条の9第1項の協議又は第31条の15第1項の協議について、第31条の14の規定に基づき協議を成立させることができなかつた場合において、法第16条第1項の規定による届出又は条例第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出を行つたとき。
  - (5) 第31条の9第1項の協議又は第31条の15第1項の協議について、第31条の14の規定に基づき協議を成立させることができなかつた場合において、法第16条第1項の規定による届出又は条例第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出をせず、かつ、これらの届出に係る景観影響建築行為に着手したとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

(景観デザイン協議に係る行為の着手制限)

第31条の18 景観影響建築行為予定者は、次に掲げる間、景観影響建築行為に着手してはならない。ただし、規則で定める行為は、この限りでない。

- (1) 第31条の14の規定により協議が成立するまでの間
- (2) 第31条の14の規定による協議の成立の見込みがない場合にあつては、景観影響建築行為予定者が協議の打切りを申し出るまでの間

#### 第7章 助成等

(伝統的建造物群保存地区に係る助成等)

第32条 市長は、保存地区内における建築物その他の工作物及び必要物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建築物その他の工作物若しくは必要物件の所有者等に対し、その経費の一部を助成することができる。

(景観形成重要建築物等に係る助成等)

第32条の2 市長は、景観形成重要建築物等の所有者等に対し、その維持、管理、修理等のために技術的助言を行い、又はそれらに要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、景観形成重要建築物等の保存のために特に必要があると認めるときは、その所有者からの申出に基づき、当該景観形成重要建築物等を買収することができる。

(景観形成市民団体に係る助成等)

第33条 市長は、景観形成市民団体に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観形成市民協定に係る助成等)

第33条の2 市長は、第31条の3第2項の規定により認定を受けた景観形成市民協定の当事者が協力して行う都市景観の形成活動に対し、技術的援助を行い、又は当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観の形成に係る助成等)

第34条 市長は、第32条から前条までに定めるものを除くほか都市景観の形成のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

(表彰)

第34条の2 市長は、優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。



2 前項に掲げるもののほか、市長は、都市景観の形成に著しく貢献した個人、団体等を表彰することができる。

#### 第8章 都市景観審議会

(都市景観審議会の設置)

第35条 市長の附属機関として都市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、都市景観の形成(伝統的建造物群保存地区に係るものを除く。以下この条において同じ。)に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、都市景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第36条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 雑則

(施行の細目)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

#### 第10章 罰則

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第25条第1項の規定による市長及び教育委員会の命令に違反した者

(3) 第28条の8第1項の規定に違反して、市長の許可を得ず、又はその許可の条件に従わないで現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をした者

(4) 第28条の8第5項の規定による市長の命令に違反した者

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第24条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

(2) 第12条第1項(第2号を除く。)、第26条(広告物に係る部分を除く。)又は第28条の4第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4章、第8章、第9章、第38条及び第40条の規定は、規則及び教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和53年11月20日規則第93号により第2条第2号及び第2章から第10章までの規定を除き、昭和53年11月20日から施行)

(昭和53年11月20日/市/教委/規則第1号により第8章及び第9章の規定は、昭和53年11月20日から施行)

(昭和54年10月30日規則第57号により第2条第2号、第2章、第6章、第33条及び第39条(第26条に係る部分を除く。))の規定は、昭和54年10月30日から施行)

(昭和55年1月21日/市/教委/規則第1号により第4章、第38条及び第40条(第39条に係る部分を除く。))の規定は、昭和55年1月21日から施行)

(昭和55年3月21日規則第81号により第32条及び第34条の規定は、昭和55年3月21日から施行)

(昭和61年3月15日規則第59号により第5章、第39条(第26条に係る部分に限る。))

及び第40条(第39条に係る部分に限る。)の規定は、昭和61年4月1日から施行)

附 則(平成2年3月31日条例第70号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第12条第1項第1号の次に1号を加える改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第26条の改正規定中広告物に係る部分及び同条の次に1条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成3年10月31日規則第51号により第12条第1項第1号の次に1号を加える改正規定及び第26条の改正規定中広告物に係る部分は、平成3年11月1日から施行)

(経過措置)

第2条 施行日の前日までに、この条例による改正前の神戸市都市景観条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により指定された都市景観形成地域については、当分の間、この条例による改正後の神戸市都市景観条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項に規定する景観形成方針を定めなくてもよいものとする。

第3条 改正前の条例第11条第1項の規定により定められた地域景観形成基準は、改正後の条例第11条第3項の規定により定められた景観形成基準とみなす。

附 則(平成9年3月31日条例第50号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、附則第4条中神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)第25条第2項の改正規定(「聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない」を「聴かなければならない」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成9年7月10日教委規則第2号により平成9年7月15日から施行)

附 則(平成17年3月30日条例第31号)

この条例は、文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)の施行の日から施行する。

附 則(平成18年1月10日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月1日規則第53号により平成18年2月1日から施行)

(人と自然との共生ゾーンにおける特例)

2 この条例による改正後の神戸市都市景観条例第1章の2の規定は、当分の間、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)第2条第1号に規定する人と自然との共生ゾーンにおいては、適用しない。

附 則(平成22年12月20日条例第18号)

この条例は、平成23年1月20日から施行する。

附 則(平成24年10月12日条例第19号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市都市景観条例(以下「新条例」という。)第9条の4第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勧告について適用し、同日前に行う勧告については、なお従前の例による。

- 3 新条例第9条の5, 第9条の7及び第9条の8の規定は, 施行日以後に景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項に規定する届出(以下この項において単に「届出」という。)がなされる場合について適用し, 同日前に届出がなされる場合については, なお従前の例による。
- 4 新条例第6章の2の規定は, 平成25年10月1日以後に景観影響建築行為に着手するものとして施行日以後に法第16条第1項の規定による届出又は第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出(以下これらを総称して単に「届出」という。)がなされる場合について適用し, 平成25年10月1日前に景観影響建築行為に着手するものとして届出がなされる場合及び施行日前に届出がなされる場合については, なお従前の例による。

# 神戸市都市景観条例施行規則

〔昭和54年10月30日〕  
規則第58号

改正 昭55.3.31規則82, 昭60.3.28規則62, 昭61.3.15規則60, 平2.3.31規則102,  
平3.10.31規則50, 平10.10.15規則50, 平14.5.15規則9, 平18.2.1規則54  
平22.6.29規則4, 平22.12.20規則22, 平23.12.1規則33, 平25.1.22規則42

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 都市景観形成地域等（第3条―第5条）
- 第3章 伝統的建造物群保存地区（第6条―第13条）
- 第4章 景観形成指定建築物等（第13条の2・第13条の3）
- 第5章 景観形成重要建築物等（第13条の4―第13条の15）
- 第6章 景観形成市民団体（第14条―第16条）
- 第7章 景観形成市民協定（第16条の2―第16条の7）
- 第7章の2 景観デザイン協議等（第16条の8―第16条の22）
- 第8章 助成（第17条―第31条）
- 第9章 雑則（第32条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （建築物以外の工作物）

第2条 条例第2条第2号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 門、へい（建築物に該当するものを除く。）、かき、さく、金網（その支持物を含む。）、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）
- (3) 煙突（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備（以下「建築設備」という。）に該当するものを除く。）
- (4) アンテナ
- (5) 物干場
- (6) 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (7) 高架水そう（建築物に該当するものを除く。）
- (8) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）

- (9) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ）
- (12) 鉱物、岩石、土砂その他これらに類するものを粉砕する施設（建築物に該当するものを除く。）
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (14) アスファルト、コンクリート、コールタールその他これらに類するものを製造する施設（建築物に該当するものを除く。）
- (15) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する施設（建築物に該当するものを除く。）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

## 第2章 都市景観形成地域等

（条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める行為）

第3条 条例第12条第1項第3号に規定する宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
- (2) 樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹の伐採
- (3) 樹木の集団でその存する土地の面積が500平方メートル以上あるもの又は生けがきをなす樹木の集団でその生けがきの長さが30メートル以上あるもので、市長が別に指定するものの伐採

（行為の届出等）

第4条 条例第12条第1項の規定による届出は、様式第1号による都市景観形成地域等内における行為の届出書（以下「届出書」という。）を市長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出には、別表第1の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第12条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を様式第2号による都市景観形成地域等内における行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

（条例第12条第1項第1号及び第26条に規定する色彩の変更）

第4条の2 条例第12条第1項第1号及び第26条に規定する建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更で規則で定めるものは、道路、公園、広場、河川又は海に面する外壁又はこれに類するもののいずれか1面の過半にわたる色彩の変更とする。

（条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物の表示等）

第4条の3 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物の表示、移転若しくはその

内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更は、神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）第5条第1項の規定により許可を受けなければならない広告物（条例第10条第1項の規定により指定された北野町山本通都市景観形成地域にあつては、表示部分の面積が1個につき5平方メートルを超えるものに限る。以下この条において同じ。）の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は神戸市屋外広告物条例第5条第5項の規定による許可に係る広告物の移転若しくはその内容の変更若しくは広告物を掲出する物件の改造、移転、修繕若しくは色彩の変更とする。

（条例第12条第2項に規定する規則で定める行為）

第5条 条例第12条第2項に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物（門、へい、屋外階段、高架水そう及び冷却塔を除く。）の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更でその行為に係る部分の高さが5メートル以下、外部面積の合計が10平方メートル以下のもの又はその行為に係る部分の高さが5メートル以下、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替又は前条に規定する外観を変更することとなる色彩の変更
  - ア 高さが2メートル以下の門
  - イ 高さが2メートル以下、長さが5メートル以下のへい
  - ウ 地上2階建以下の建築物の屋外階段
- (3) 地下に設ける建築物等の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕又は大規模の模様替
- (4) 次に掲げる工作物（当該工作物が他の工作物に設置される場合において、当該設置後に他の工作物とともに構成する物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。）の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替又は前条に規定する外観を変更することとなる色彩の変更
  - ア 第2条第1号及び第2号に規定する工作物で高さが2メートル以下、長さが5メートル以下のもの
  - イ 第2条第3号及び第4号に規定する工作物で高さが5メートル以下のもの
  - ウ 第2条第5号に規定する工作物で築造面積が5平方メートル以下のもの
  - エ 第2条第6号に規定する工作物で高さが4メートル以下、外部面積の合計が5平方メートル以下のもの
  - オ 第2条第7号に規定する工作物で高さが8メートル以下のもの
  - カ 第2条第11号に規定する工作物で高さが13メートル以下のもの
  - キ 第2条第13号に規定する工作物で高さが13メートル以下のもの
- (5) 第2条に規定する工作物で仮設のもの新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替又は前条に規定する外観を変更することとなる色彩の変更
- (6) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行

為

- (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (9) 条例第20条第1項に規定する保存計画に定められた条例第19条に規定する保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為
- (10) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為
- (11) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

### 第3章 伝統的建造物群保存地区

（許可の申請等）

第6条 条例第21条第1項の許可の申請は、様式第3号による伝統的建造物群保存地区内における行為の許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出して行わなければならない。申請した内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可申請書には、別表第2の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（許可の決定）

第7条 市長は、前条の規定により許可の申請があつたときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第21条第1項の許可をしたときは様式第4号による伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書により、許可をしなかつたときはその旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

（完了等の通知）

第8条 条例第21条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を様式第5号による伝統的建造物群保存地区内における行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

（条例第21条第2項に規定する規則で定める行為）

第9条 条例第21条第2項に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 地下に設ける建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 条例第20条第2項第2号に規定する伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で次に掲げるもの（当該建築物その他の工作物が他の建築物その他の工作物に設置される場合において、当該設置後に他の建築物その他の工作物とともに構成する物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
  - ア 第2条第3号及び第4号に規定する工作物で高さが5メートル以下のもの
  - イ 第2条第5号に規定する工作物で築造面積が5平方メートル以下のもの
  - ウ 第2条第7号に規定する工作物で高さが8メートル以下のもの
- (3) 建築物以外の工作物で仮設のもの新築、増築、改築、移転若しくは除却又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
- (4) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は掲出のために必要な建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは除却又はその外

観を変更することとなる修繕，模様替若しくは色彩の変更

- (5) 兵庫県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
  - (6) 宅地の造成その他の土地の形質の変更でその水平投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが1メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
  - (7) 第5条第6号に規定する行為
  - (8) 第5条第9号に規定する行為
  - (9) 第5条第10号に規定する行為
  - (10) 第5条第11号に規定する行為
- (国の機関等の協議の手続)

第10条 条例第23条の規定による協議は，第6条第2項及び第3項の規定による図書を添付した様式第6号による伝統的建造物群保存地区内における行為の協議申出書を提出して行うものとする。

(条例第24条に規定する規則で定める行為)

第11条 条例第24条に規定する都市計画事業の施行として行う行為，道路，都市公園若しくは公園施設，公衆電話施設，電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則で定めるものは，次に掲げる行為とする。

- (1) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国，県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が，当該市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅，舗装，こう配の緩和，線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。），維持，修繕又は災害復旧に係る行為
- (8) 交通監視塔その他の道路交通安全のために必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象，海象，地象，洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (10) 都市公園法による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財，同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財，同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され，若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (12) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (13) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為



- (15) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (16) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (17) 有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系の設置又は管理に係る行為
- (18) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (19) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (20) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（通知の手続）

第12条 条例第24条の規定による通知は、第6条第2項及び第3項の規定による図書を添付した様式第7号による伝統的建造物群保存地区内における行為の通知書を提出して行うものとする。

（条例第12条第1項の規定による届出の特例）

第13条 市長は、条例第21条第1項の許可の申請、条例第23条の規定による協議の申出又は条例第24条の規定による通知があつたときは、当該許可の申請、協議の申出又は通知に係る行為について、条例第12条第1項の規定による届出があつたものとみなすことができる。

#### 第4章 景観形成指定建築物等

（景観形成指定建築物等）

第13条の2 条例第26条に規定する景観形成指定建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 商業地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。以下同じ。）にあつては、高さ31メートル又は建築面積若しくは築造面積2,000平方メートルを超える建築物等
- (2) 商業地域を除く市街化区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）にあつては、高さ20メートル又は建築面積若しくは築造面積2,000平方メートルを超える建築物等
- (3) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）にあつては、高さ15メートル又は建築面積若しくは築造面積1,000平方メートルを超える建築物等
- (4) 神戸市屋外広告物条例第2条第1項の規定によりその表示に許可を要する広告物又はその設置に許可を要する物件に掲出された広告物のうち、高さが4メートルを超え、又は表示部分の面積が20平方メートル以上であるもの

2 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分が前項各号に掲げるものに該当するときに限るものとする。

（行為の届出等）

第13条の3 条例第26条の規定による届出は、様式第7号の2による景観建築届出書を市長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の景観建築届出書には、別表第3の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 条例第26条の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を様式第7号の3による景観建築届出に係る行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。

## 第5章 景観形成重要建築物等

(条例第28条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第13条の4 条例第28条の3第1項に規定する樹木、樹林その他規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古墳、城跡その他の遺跡
- (2) 庭園
- (3) 地質鉱物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観形成重要建築物等と一体をなしてその価値を形成していると認めるもの  
(指定等の同意)

第13条の5 条例第28条の3第2項(条例第28条の4第2項において準用する場合を含む。)の所有者等の同意は、様式第7号の4による景観形成重要建築物等の指定等に係る同意書を市長に提出して行うものとする。

(指定の通知)

第13条の6 市長は、条例第28条の3第1項の規定による指定をしたときは、様式第7号の5による景観形成重要建築物等の指定通知書を当該指定に係る景観形成重要建築物等の所有者等に交付するものとする。

(条例第28条の3第4項に規定する規則で定める理由)

第13条の6の2 条例第28条の3第4項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する用途に使用されたとき。
- (2) 条例第28条の8第1項の許可を得ず、又は虚偽の申請により、当該許可を必要とする行為をしたとき。
- (3) 条例第28条の8第5項の命令に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が理由があると認めたとき。

(指定の解除)

第13条の7 市長は、条例第28条の3第4項の規定による解除をしたときは、様式第7号の6による景観形成重要建築物等の指定解除通知書を当該解除に係る景観形成重要建築物等の所有者等に交付するものとする。

(現状の変更等の届出)

第13条の8 条例第28条の4第3項の規定による現状の変更の届出は、様式第7号の7による景観形成重要建築物等の現状変更行為の届出書を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の現状変更行為の届出書には、別表第4の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 条例第28条の4第3項の規定による現状の変更の届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を様式第7号の8による景観形成重要建築物等の現状変更行為の完了・中止通知書により市長に通知しなければならない。
- 5 条例第28条の4第3項の規定による権利の移転の届出は、様式第7号の9による景観形成重要建築物等の権利移転の届出書を市長に提出して行うものとする。

(条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為)

第13条の9 条例第28条の4第4項第1号に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 地下に設ける建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 第5条第6号に規定する行為
- (3) 第5条第10号に規定する行為

(条例第28条の6第1項の規定による申出)

第13条の10 条例第28条の6第1項の規定による申出は、様式第7号の10による景観形成重要建築物等の保存活用に係る申出書を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の申出書には、別表第4の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(条例第28条の6第3項第4号に規定する規則に定める事項)

第13条の11 条例第28条の6第3項第4号に規定する規則で定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観形成重要建築物等の保存及び管理に関する事項
- (2) 景観形成重要建築物等の活用に関する事項
- (3) 景観形成重要建築物等の防災に関する事項
- (4) 景観形成重要建築物等の環境の保全に関する事項
- (5) 景観形成重要建築物等の保存及び活用に係る手続に関する事項

(申出に対する回答の通知)

第13条の12 条例第28条の6第4項の規定による通知は、様式第7号の11による景観形成重要建築物等の保存活用に係る回答通知書により行うものとする。

(現状変更等の許可)

第13条の13 条例第28条の8第1項の許可を受けようとする者は、様式第7号の12による景観形成重要建築物等の現状変更等許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表第4の行為の欄に掲げる行為に応じてそれぞれ当該図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 条例第28条の8第1項の規定により許可を受けた変更又は行為が完了したときは、速やかに、様式第7号の13による景観形成重要建築物等の現状変更等完了届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第13条の14 市長は、条例第28条の8第1項の許可をしたときは様式第7号の14による景観形成重要建築物等の現状変更等許可通知書により、同項の許可をしなかつたときはその旨を記載し

た文書により、申請者に通知するものとする。

(条例第28条の8第2項において準用する条例第28条の4第4項第1号に規定する規則で定める行為)

第13条の15 条例第28条の8第2項において準用する条例第28条の4第4項第1号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 第13条の9第2号及び第3号に規定する行為
- (2) 条例第28条の6第1項に規定する保存活用計画において、通常の管理行為若しくは軽易な行為として定められた行為又は条例第28条の8第1項の許可を要しないものとして特に定められた行為

## 第6章 景観形成市民団体

(認定の申請)

第14条 条例第30条の規定による申請は、次に掲げる図書を添付した様式第8号による景観形成市民団体認定申請書を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成市民団体の規約
- (2) 景観形成市民団体の活動区域を示す図面
- (3) 景観形成市民団体の活動区域内の大多数の住民の当該景観形成市民団体の活動を支持する旨の同意書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(認定の決定)

第15条 市長は、前条の規定により景観形成市民団体の認定の申請があつたときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第29条の規定により景観形成市民団体の認定をしたときは、様式第9号による景観形成市民団体認定通知書により、景観形成市民団体の認定をしなかつたときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第16条 市長は、条例第31条の規定により景観形成市民団体の認定を取り消したときは、速やかに様式第10号による景観形成市民団体認定取消通知書によりその旨を当該市民団体等に通知するものとする。

## 第7章 景観形成市民協定

(認定の申請)

第16条の2 条例第31条の3第1項の規定による景観形成市民協定(以下「協定」という。)の認定の申請は、次に掲げる図書を添付した様式第10号の2による景観形成市民協定認定申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 景観形成市民協定書
- (2) 協定の対象となる区域を示す図面
- (3) 認定の申請をしようとする者が、協定を締結した者の代表者(以下「代表者」という。)であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書  
(条例第31条の3第2項に規定する規則で定める要件)

第16条の3 条例第31条の3第2項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 協定の有効期間が5年以上であること。
- (2) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (3) 公益上等の支障がないこと。

(認定の決定)

第16条の4 市長は、第16条の2の規定により協定の認定の申請があつたときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第31条の3第2項の規定による協定の認定をしたときは様式第10号の3による景観形成市民協定認定通知書により、協定の認定をしなかつたときはその旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第16条の5 条例第31条の3第4項の規定による協定の変更の届出は、次に掲げる図書を添付した様式第10号の4による景観形成市民協定変更届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 変更後の景観形成市民協定書
- (2) 協定を変更した理由書
- (3) 協定の対象となる区域を示す図面（協定の対象となる区域を変更した場合に限る。）
- (4) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書類。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(廃止の届出)

第16条の6 条例第31条の3第4項の規定による協定の廃止の届出は、次に掲げる図書を添付した様式第10号の5による景観形成市民協定廃止届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 協定を廃止した理由書
- (2) 協定の廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類
- (3) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(認定の取消し)

第16条の7 市長は、条例第31条の3第5項の規定により協定の認定を取り消したときは、速やかに様式第10号の6による景観形成市民協定取消通知書によりその旨を代表者に通知するものとする。

## 第7章の2 景観デザイン協議等

(計画段階景観デザイン協議申出書の提出)

第16条の8 条例第31条の5第2項の規定による協議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下この章において同じ。）、住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この章において同じ。）及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所

- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第31条の5第1項の協議を行うために必要なものとして市長が定める事項  
(計画段階景観デザイン協議申出書に添付する図書)

第16条の9 条例第31条の5第3項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真及び図面
- (3) 配置図
- (4) 建築が予定されている建築物の規模に係る図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める図書  
(計画段階景観デザイン評価に関する回答書等)

第16条の10 条例第31条の6第4項の規定による回答は、次に掲げる事項を記載した回答書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 回答年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 条例第31条の6第3項の規定により通知された意見に対する回答

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書面に回答に係る図書を添付することを求めることができる。

(設計段階における景観デザイン協議を行う時期)

第16条の11 条例第31条の9第1項に規定する規則で定める日は、景観影響建築行為に係る工事に着手する日の90日前の日とする。ただし、次に掲げる行為を行おうとするときは、景観影響建築行為に係る工事に着手する日の180日前の日とする。

- (1) 高さが45メートルを超える建築物の新築、増築（高さが45メートルを超える部分の増築に限る。）及び改築
- (2) 建築基準法第59条の2第1項の規定の適用を受けようとする建築物の新築、増築及び改築  
(設計段階景観デザイン協議申出書の提出)

第16条の12 条例第31条の9第2項の規定による協議の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 住民説明会（条例第31条の10第1項の規定に基づき開催する住民に対する説明会をいう。以下この章において同じ。）を開催する日時及び場所

- (8) 条例第31条の11第1項に規定する景観形成市民団体への説明を行う日時及び場所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、条例第31条の9第1項の協議を行うために必要なものとして市長が定める事項  
(設計段階景観デザイン協議申出書に添付する図書)

第16条の13 条例第31条の9第3項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真及び図面
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 建築物の主要な部分に係る2面以上の断面図
- (7) 門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園その他の施設の敷地内の外部構成を記載した平面図
- (8) 周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図面又は行為地及び周辺の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図面
- (9) 第16条の16第3項第2号に規定する図書を配布し、又は回覧する区域の範囲を示す図書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書  
(設計段階における景観デザイン協議の申出があつた旨の公告)

第16条の14 条例第31条の9第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観建築行為予定者の氏名及び住所
- (2) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (3) 景観影響建築行為の概要
- (4) 住民説明会を開催する日時及び場所  
(住民説明会を開催しなければならない景観影響建築行為)

第16条の15 条例第31条の10第1項に規定する規則で定める行為は、第16条の11各号に掲げる行為とする。

(住民説明会の開催)

第16条の16 住民説明会は、次の各号のいずれにも該当する期間内に開催しなければならない。

- (1) 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行つた日から起算して6週間を経過する日以前であること。
  - (2) 条例第31条の9第4項の規定に基づく公告を行つた日以降であること。
- 2 住民説明会は、行為地に近接し、かつ、市長が適当であると認める場所において開催しなければならない。
- 3 景観影響建築行為予定者は、次に掲げる方法により、住民説明会を開催する旨を近隣の住民に周知しなければならない。
- (1) 行為地に次に掲げる事項を表示した標識を設置すること。
    - ア 行為地において景観影響建築行為を行う旨
    - イ 住民説明会を開催する日時及び場所
    - ウ 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
    - エ 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号

- オ 景観影響建築行為の概要
- カ 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- キ 第16条の13第8号に掲げる図面
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(2) 次に掲げる図書を配布し、又は回覧すること。

- ア 次に掲げる事項を記載した書面
  - (ア) 住民説明会を開催する日時及び場所
  - (イ) 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
  - (ウ) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
  - (エ) 景観影響建築行為の概要
  - (オ) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- イ 第16条の13第8号に掲げる図面
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法

4 景観影響建築行為予定者は、住民説明会において、第16条の13第1号から第8号までに掲げる図書及びその他の市長が必要があると認める図書を開示しなければならない。

（住民説明会結果提出書の作成及び提出）

第16条の17 条例第31条の10第2項の規定に基づく書面の作成及び提出は、次に掲げる事項を記載した提出書によらなければならない。

- (1) 提出年月日
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 住民説明会の景観影響建築行為予定者側の出席者の氏名、住所及び電話番号
- (8) 住民説明会における住民からの意見及び当該意見への対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 景観影響建築行為予定者は、住民説明会の結果、景観影響建築行為の概要を変更する場合において、条例第31条の9第3項の規定により添付していた第16条の13各号に掲げる図書にも変更が生じるときは、当該変更が生じる図書を前項の提出書に添付しなければならない。

（景観形成市民団体への説明）

第16条の18 条例第31条の11第1項の規定に基づく景観形成市民団体への説明は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 条例第31条の10第1項の規定に基づき住民に対する説明会を開催しなければならない場合
  - 次のいずれにも該当する期間内
    - ア 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行つた日から起算して6週間を経過する日以前であること。
    - イ 条例第31条の9第4項の規定に基づく公告を行つた日以降であること。
- (2) 条例第31条の10第1項の規定に基づく住民に対する説明会を開催する必要がない場合
  - 次のいずれにも該当する期間内



ア 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行つた日から起算して4週間を経過する日以前であること。

イ 条例第31条の9第2項の規定に基づく申出を行つた日以降であること。

2 景観影響建築行為予定者は、条例第31条の11第1項の規定に基づき景観形成市民団体に対して説明を行うときは、第16条の13第1号から第8号までに掲げる図書及びその他の市長が必要があると認める図書を開示しなければならない。

(景観形成市民団体への説明結果提出書の作成及び提出)

第16条の19 条例第31条の11第2項の規定に基づく書面の作成及び提出は、次に掲げる事項を記載した提出書によらなければならない。

(1) 提出年月日

(2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号

(3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号

(4) 景観影響建築行為を行う場所

(5) 景観影響建築行為の概要

(6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間

(7) 景観形成市民団体への説明を行つた者の氏名、住所及び電話番号

(8) 景観形成市民団体への説明を行つた際の景観形成市民団体からの意見及び当該意見への対応

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 景観影響建築行為予定者は、景観形成市民団体への説明の結果、景観影響建築行為の概要を変更する場合において、条例第31条の9第3項の規定により添付していた第16条の13各号に掲げる図書にも変更が生じるときは、当該変更が生じる図書を前項の提出書に添付しなければならない。

(設計段階景観デザイン評価に関する回答書等)

第16条の20 条例第31条の12第4項の規定による回答は、次に掲げる事項を記載した回答書を市長に提出して行うものとする。

(1) 回答年月日

(2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号

(3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号

(4) 景観影響建築行為を行う場所

(5) 景観影響建築行為の概要

(6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間

(7) 条例第31条の12第3項の規定により通知された意見に対する回答

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書面に回答に係る図書を添付することを求めることができる。

(成立した協議の内容の変更に係る協議の申出)

第16条の21 条例第31条の15第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書によらなければならない。

(1) 申出年月日

(2) 景観影響建築行為予定者の氏名、住所及び電話番号

- (3) 設計者（代理者を選任する場合にあつては、代理者又は設計者）の氏名、住所及び電話番号
- (4) 景観影響建築行為を行う場所
- (5) 景観影響建築行為の概要
- (6) 景観影響建築行為に係る工事の予定期間
- (7) 変更しようとする事項の概要
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申出書には、第16条の13各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為）

第16条の22 条例第31条の18ただし書に規定する規則で定める行為は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事に関する行為とする。

## 第8章 助成

（保存助成金）

第17条 条例第32条の規定による保存地区内における建築物その他の工作物及び必要物件の管理、修理、修景又は復旧に係る助成は、予算の範囲内において、保存助成金を交付することにより行う。

（保存助成金の交付申請）

第18条 保存助成金の交付の申請は、次に掲げる図書を添付した様式第11号による保存助成金交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工事費積算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（保存助成金の交付決定）

第19条 市長は、前条の規定により保存助成金の交付の申請があつたときは、速やかに交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、保存助成金の交付を決定したときは、様式第12号による保存助成金交付決定通知書により、保存助成金の交付を決定しなかつたときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、保存助成金の交付を決定する場合において、保存助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第20条 保存助成金の交付の決定を受けた者（以下「保存助成対象者」という。）は、当該保存助成金の交付の決定に係る行為を完了したときは、速やかに次に掲げる図書を添付した様式第13号による実績報告書により当該行為の成果を市長に報告しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 完成写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（保存助成金の額の確定）

第21条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、速やかに当該行為の成果が保存助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき保存助成金の額を確定し、様式第14号による保存助成金確定額通

知書により保存助成対象者に通知するものとする。

(保存助成金の交付)

第22条 保存助成対象者は、前条の規定による通知を受けたとき又は受ける前において市長が特に理由があると認めるときは、様式第15号による保存助成金交付請求書により市長に保存助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて、保存助成金を交付するものとする。

(保存助成金の交付決定の取消し)

第23条 市長は、保存助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、保存助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 保存助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 保存助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により保存助成金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行つたとき又は目的の達成に必要な市長の指示に従わなかつたとき。

(保存助成金の返還)

第24条 市長は、前条の規定により保存助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に保存助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、第21条の規定により保存助成対象者に交付すべき保存助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える保存助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(景観形成重要建築物等助成金)

第24条の2 条例第32条の2第1項の規定による景観形成重要建築物等の維持、管理、修理等に係る助成は、予算の範囲内において、景観形成重要建築物等助成金を交付することにより行う。

(景観形成重要建築物等助成金に関する準用)

第24条の3 第18条から第24条までの規定は、景観形成重要建築物等助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条（見出しを含む。）、第19条（見出しを含む。）、第20条、第21条（見出しを含む。）、第22条（見出しを含む。）、第23条（見出しを含む。）、第24条（見出しを含む。）	保存助成金	景観形成重要建築物等助成金
第18条	様式第11号による保存助成金交付申請書	様式第15号の2による景観形成重要建築物等助成金交付申請書
第19条第1項、第21条、第22条第1項、第24条第1項	前条	第24条の3において準用する前条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金交付決定通知書	様式第15号の3による景観形成重要建築物等助成金交付決定通知書

第20条, 第21条, 第22条第1項, 第23条, 第24条第2項	保存助成対象者	景観形成重要建築物等助成対象者
第20条	様式第13号による実績報告書	様式第15号の4による景観形成重要建築物等助成金に係る実績報告書
第21条	様式第14号による保存助成金確定額通知書	様式第15号の5による景観形成重要建築物等助成金確定額通知書
第22条第1項	様式第15号による保存助成金交付請求書	様式第15号の6による景観形成重要建築物等助成金交付請求書
第24条第2項	第21条	第24条の3において準用する第21条

(活動助成金)

第25条 条例第33条の規定による景観形成市民団体の活動に係る助成は、予算の範囲内において活動助成金を交付することにより行う。

(活動助成金の交付申請)

第26条 活動助成金の交付の申請は、様式第16号による活動助成金交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

(活動報告)

第27条 活動助成金の交付の決定を受けた景観形成市民団体(以下「活動助成対象団体」という。)は、活動助成金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに当該活動の成果を市長に報告しなければならない。

(活動助成金の交付)

第28条 活動助成対象団体は、活動助成金の交付の決定の通知を受けたときは、様式第17号による活動助成金交付請求書により市長に活動助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて、活動助成金を交付するものとする。

(活動助成金に関する準用)

第29条 第19条, 第21条, 第23条及び第24条の規定は、活動助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条(見出しを含む。), 第21条(見出しを含む。), 第23条(見出しを含む。), 第24条(見出しを含む。)	保存助成金	活動助成金
第19条第1項	前条	第26条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金交付決定通知書	様式第18号による活動助成金交付決定通知書
第21条	前条	第27条

第21条	当該行為の成果	当該活動の成果
第21条	様式第14号による保存助成金 確定額通知書	様式第19号による活動助成金 確定額通知書
第21条, 第23条, 第24条第2項	保存助成対象者	活動助成対象団体
第24条第1項	前条	第29条において準用する前条
第24条第2項	第21条	第29条において準用する第21 条

(景観形成市民協定助成金)

第29条の2 条例第33条の2の規定による景観形成市民協定に係る助成は、予算の範囲内において、景観形成市民協定助成金を交付することにより行う。

(景観形成市民協定締結者の活動報告)

第29条の3 景観形成市民協定助成金の交付を受けた代表者は、当該活動の成果を市長に報告しなければならない。

(景観形成市民協定助成金に関する準用)

第29条の4 第19条, 第21条, 第23条, 第24条, 第26条及び第28条の規定は、景観形成市民協定助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読 み 替 え る 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句
第19条(見出しを含む。), 第21条(見出しを含む。), 第23条(見出しを含む。), 第24条(見出しを含む。)	保存助成金	景観形成市民協定助成金
第19条第1項	前条	第29条の4において準用する第26条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金 交付決定通知書	様式第19号の3による景観形成市民協定助成金交付決定通知書
第21条	前条	第29条の3
第21条	当該行為の成果	当該活動の成果
第21条	様式第14号による保存助成金 確定額通知書	様式第19号の4による景観形成市民協定助成金確定額通知書
第21条, 第24条第2項	保存助成対象者	代表者
第23条	保存助成対象者	景観形成市民協定を締結した者

第24条第1項	前条	第29条の4において準用する前条
第24条第2項	第21条	第29条の4において準用する第21条
第26条（見出しを含む。）、第28条（見出しを含む。）	活動助成金	景観形成市民協定助成金
第26条	様式第16号による活動助成金交付申請書	様式第19号の2による景観形成市民協定助成金交付申請書
第28条第1項	活動助成対象団体	代表者
第28条第1項	様式第17号による活動助成金交付請求書	様式第19号の5による景観形成市民協定助成金交付請求書

（景観形成助成金）

第30条 条例第34条の規定による都市景観の形成のために必要な行為に係る助成は、予算の範囲内において、景観形成助成金を交付することにより行う。

（景観形成助成金に関する準用）

第31条 第18条から第24条までの規定は、景観形成助成金を交付する場合について準用する。

2 前項の場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条（見出しを含む。）、第19条（見出しを含む。）、第20条、第21条（見出しを含む。）、第22条（見出しを含む。）、第23条（見出しを含む。）、第24条（見出しを含む。）	保存助成金	景観形成助成金
第18条	様式第11号による保存助成金交付申請書	様式第20号による景観形成助成金交付申請書
第19条第1項、第21条、第22条第1項、第24条第1項	前条	第31条において準用する前条
第19条第2項	様式第12号による保存助成金交付決定通知書	様式第21号による景観形成助成金交付決定通知書
第20条、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第2項	保存助成対象者	景観助成対象者
第20条	様式第13号による実績報告書	様式第22号による実績報告書
第21条	様式第14号による保存助成金確定額通知書	様式第23号による景観形成助成金確定額通知書
第22条第1項	様式第15号による保存助成金交付請求書	様式第24号による景観形成助成金交付請求書

第24条第2項	第21条	第31条において準用する第21条
---------	------	------------------

## 第9章 雑則

### (施行細目の委任)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、公布の日から起算して1月を経過した日以後に行われる条例第12条第1項に規定する行為について適用する。

#### 附 則（昭55.3.21規則82）

この規則は、昭和55年3月21日から施行する。

#### 附 則（昭60.3.28規則62）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭61.3.15規則60）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則（平2.3.21規則102）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則（平3.10.31規則50）

この規則は、平成3年11月1日から施行する。

#### 附 則（平10.10.15規則50）抄

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平14.5.15規則9）

この規則は、平成14年6月17日から施行する。

#### 附 則（平18.2.1規則54）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平22.6.29規則4）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

#### 附 則（平22.12.20規則22）

この規則は、平成23年1月20日から施行する。

#### 附 則（平23.12.1規則33）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平25.1.22規則42）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。